消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気 最終保障供給約款(令和元年10月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料 金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、III(契約種別および料金)に定める料金率、55(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金および附則7(消費税法の改正にともなう経過処置)(1)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則7(消費税法の改正にともなう経過措置)(2)に定める基準単価および別表2(燃料費調整)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 057. 00	187. 00
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1, 991. 00	181. 00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1, 925. 00	175. 00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	20. 04	1. 82
その他季料金	18. 67	1. 70
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18. 11	1. 65
その他季料金	16. 91	1. 54
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 81	1. 62
その他季料金	16. 63	1. 51

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 178. 00	198. 00
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1, 991. 00	181. 00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1, 925. 00	175. 00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1, 859. 00	169. 00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18. 39	1. 67
その他季料金	17. 17	1. 56
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 42	1. 58
その他季料金	16. 29	1. 48
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 14	1. 56
その他季料金	16. 04	1. 46
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16. 85	1. 53
その他季料金	15. 77	1. 43
1. 级 / 1		
最終保障農事用電力 基本料金		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	528. 00	48. 00
標準電圧20,000ボルトで伝和を受ける場合 標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト	526.00	40.00
で供給を受ける場合	511. 50	46, 50
電力量料金	311.30	40. 30
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
標準電圧0,000ホルトで供給を受ける場合 夏季料金	14. 52	1. 32
及字科金 その他季料金	14. 52	1. 32
- C V / IB子や子立	10.00	1. 4

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト		
で供給を受ける場合		
夏季料金	14. 29	1. 30
その他季料金	13. 45	1. 22

(2) 55 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3, 520. 00	320. 00
地中配電設備の場合		
超過こう長 1 メートルにつき	27, 830. 00	2, 530. 00
特別高圧で電気の供給を受ける場合		
工事費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場		
合	583. 00	53. 00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場		
合	198. 00	18. 00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場		
合	99. 00	9. 00
地中配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場		
合	649. 00	59. 00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場		
合	594. 00	54. 00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場		
合	264. 00	24. 00
当社負担額		
新増加契約電力1キロワットにつき	5, 500. 00	500.00

(3) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置)(1) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 019. 60	149. 60
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1, 954. 80	144. 80
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1, 890. 00	140. 00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19. 68	1.46
その他季料金	18. 33	1.36
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 78	1. 32
その他季料金	16. 60	1. 23
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 48	1. 29
その他季料金	16. 33	1. 21
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2, 138. 40	158. 40
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1, 954. 80	144. 80
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1, 890. 00	140. 00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1, 825. 20	135. 20
電力量料金		
1 キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18. 06	1. 34
その他季料金	16. 86	1. 25
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 11	1. 27
その他季料金	16. 00	1. 19

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16. 83	1. 25
その他季料金	15. 75	1. 17
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	16. 55	1. 23
その他季料金	15. 49	1. 15
最終保障農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	518. 40	38. 40
標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト		
で供給を受ける場合	502. 20	37. 20
電力量料金		
1 キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14. 26	1.06
その他季料金	13. 41	0. 99
標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルト		
で供給を受ける場合		
夏季料金	14. 03	1. 04
その他季料金	13. 21	0. 98

(4) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置)(2) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0. 220	0. 016
特別高圧で供給を受ける場合	0. 217	0. 016

(5) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0. 224	0. 020
特別高圧で供給を受ける場合	0. 221	0. 020